

きずな

KIZUNA

人権クエスチョンvol.14

ネット上のあなたは 守られてる？

考えてみよう

誤情報を含むインターネット上の誹謗中傷や個人情報への拡散が急増し、2023年、法務省は新たに1,824件の救済手続きを開始。449件の削除要請を行いました。

※出典：法務省人権擁護局「令和5年における『人権侵犯事件』の状況について」

01 インターネット上の人権侵害とその防止策 2

山口 真一さん(国際大学グローバル・コミュニケーション・センター 准教授)

02 偽・誤情報の被害者にも加害者にも ならないために 3

古田 大輔さん(日本ファクトチェックセンター 編集長)

03 学生の視点で地域の魅力を発信するということ ～ヒョウゴジテンの取組とネット社会との向き合い方～ 4

山路 心陽さん(ヒョウゴジテン 代表)

04 なぜ犯罪をした人を支援するのか —犯罪の向こう側に見える社会— 5

森久 智江さん(立命館大学法学部 教授)

部落差別(同和問題)の経緯と解消に向けた取組 ... 6・7

兵庫県県民生活部総務課人権推進室

05 ネット時代の部落差別 ～暴き・晒される部落(出身者)～ 8

川口 泰司さん(一般社団法人 山口県人権啓発センター 事務局長)

06 隣保館マルシェ一人と人、地域つながる街づくりー 高 吉美さん(兵庫県隣保館連絡協議会事務局) 9

【連載】国際社会と人権(14)「なぜ選択的 夫婦別姓制度について議論されるのか」..... 10

望月 康恵さん(関西学院大学法学部 教授)

ふれあいサロン 11

情報ぶらざ 12



ひろげよう こころのネットワーク



兵庫県・(公財)兵庫県人権啓発協会
兵庫県マスコットはばタン



話してくれたのはこの方！



インターネット上の人権侵害とその防止策

国際大学グローバル・コミュニケーション・センター 准教授

やまぐち しんいち

山口 真一さん

博士(経済学)。専門は計量経済学、社会情報学、情報経済論。テレビや新聞に多数出演・掲載。『ソーシャルメディア解体全書』(勁草書房)などの著作があり、各種賞を受賞。他に、シエンプレ株式会社顧問、日本リスクコミュニケーション協会理事、内閣府「AI戦略会議」などの政府有識者会議委員を務める。

人類総メディア時代の誹謗中傷とフェイク情報問題

インターネットの普及により、誰でも自由に世界へ情報を発信できる「人類総メディア時代」となりました。遠くの人と気軽にコミュニケーションできる一方、**誹謗中傷やフェイク情報が深刻な問題となっています。**

誹謗中傷は「言葉の刃」とも呼ばれ、受け手に深刻なダメージを与えます。SNS上の攻撃で精神的ストレスから体調を崩すケースや、自ら命を絶つ事例も日本で複数発生しています。

また、フェイク情報が意図的に拡散されると、名誉や信用の毀損に加え、社会全体に混乱が生じる恐れもあります。実際に、あるあおり運転事件では、容疑者に関する根拠のない情報が拡散され、無関係の人物が中傷の標的になった例もあります。

こうした人権侵害が拡大する背景には、注目を集める刺激的な情報が広告収入につながる「アテンション・エコノミー」※1の構造があります。過激な見出しや差別的な表現が注目を集め、誹謗中傷やフェイク情報が拡散しやすい環境が生まれているのです。

防止へ向けた社会的取組

こうした問題を受け、2024年には「情報流通プラットフォーム対処法」※2が成立し、大規模SNS事業者に違法・有害情報の迅速な削除や基準の公表が義務付けられました。過去の法改正でも、匿名発信者の特定が容易になり、侮辱罪の厳罰化も進んでいます。ただし、過度な規制は表現の自由を脅かす可能性もあり、社会的バランスが重要です。

防止には、プラットフォーム事業者の対応と利用者の

リテラシー向上が不可欠です。TikTokやYahoo!ニュースでは、侮辱的なコメントに対して投稿前に再確認を促す機能が導入され、一定の抑止効果があります。また、学校や地域での啓発活動で、若い世代にメディア情報リテラシーを育む取組が広がっています。

私たち一人ひとりができること

誹謗中傷やフェイク情報の被害を防ぐには、**まず自分のSNSでの振る舞いを見直すことが大切です。**投稿前に一呼吸置き、他者を傷つける表現や悪意ある情報の拡散を避ける意識が求められます。万が一被害を受けた場合は、一人で抱え込まず、ブロック・ミュート機能の活用や専門窓口・弁護士への相談が有効です。

誰もが自由に意見を発信できることは、民主主義社会における大切な価値です。その恩恵を守るためにも、**「他者を尊重する」という基本的な道德心を私たち一人ひとりが持つことが重要です。**

※1 人々の関心や注目の度合いが経済的価値を持ち、まるで貨幣のように交換材として機能する状況や概念のこと。

※2 誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対処するため、大規模プラットフォーム事業者に対し ①対応の迅速化、②運用状況の透明化に係る措置を義務づける。

SNS等による人権侵害に関する啓発コンテンツ

法務省では、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構及び総務省と共同して、SNS利用に関する人権啓発サイトを開設。サイトには、SNSを利用する際のルールや、ブロック、ミュートなどのユーザー保護機能の活用方法や、SNSの投稿の削除手順等を掲載。



#NoHeartNoSNS 特設サイト



話してくれたのはこの方！



偽・誤情報の被害者にも 加害者にもならないために

日本ファクト
チェックセンター
編集長
ふるた だいすけ
古田 大輔さん

朝日新聞記者、BuzzFeed Japan創刊編集長を経て独立。2020～2022年Google News Labティーチングフェロー。2022年9月に日本ファクトチェックセンター編集長に就任。その他の主な役職にデジタル・ジャーナリスト育成機構理事など。ニューヨーク市立大院News Innovation and Leadership 2021修了。

間違った情報やデマが氾濫し、私たちは日常的にそれらに触れています。騙されたり、自分自身が拡散したりしないために情報環境の理解と基本的な検証技術の習得が不可欠です。

バイアスの影響：

誤りを見抜けるのはわずか14.5%

日本ファクトチェックセンターなどの調査によると、人は間違った情報を51.5%の確率で「正しい」と受け止め、事実でないを見抜けるのは14.5%です。全ての人間は自分が持つバイアス(偏り)によって、経験に基づいて非合理的な考えをします。自分の考えに近い情報は「正しい」、そうでなければ「間違い」と判断しがちです。

アルゴリズムが偏りを助長

FacebookやXなどのSNSは便利ですが、「アルゴリズム」という仕組みでユーザーに好む情報を選んで届けるため、「フィルターバブル(膜の泡)」や「エコーチェンバー(反響室)」といった問題が生じます。フィルターバブルは、アルゴリズムがフィルター(膜)となり、泡のようにユーザーを囲むためにその膜を通った自分好みの情報ばかりに触れ、泡の外の情報に触れる機会が極端に減る現象です。エコーチェンバーは、好きな発信者ばかりフォローすることで、狭い部屋で近しい声ばかりこだまする状況をさします。これらはバイアスと相性が良く、ある意見を「正しいかも」と思うと、その方向にどんどん偏る危険性があります。

クリティカルシンキングで吟味を

こういった状況に客観的に対応するには「クリティカルシンキング(吟味する思考)」が不可欠です。脳の働きにはシステム1とシステム2があり、システム1は直感的に自動で働き、システム2は意識的に動かす必要があります。

まず、システム1はバイアスの働きそのもので、クリティカルシンキングは、システム2を使って情報について「本当かな、根拠は何か」と吟味して考えることです。

ファクトチェックの3つの基本

具体的にどう吟味するか。これがファクトチェック(真偽検証)の技術です。まずは最低限3つの情報を確認しましょう。1つ目は「発信者の確認」。誰がその情報を発信しているのか、その情報を知りうる立場の人か組織かを確認します。2つ目は「根拠の確認」。その情報には信頼するに足る根拠があるかを確認します。3つ目は「関連情報の確認」。その情報を知りうる他の機関や専門家の発信と比較して、全く違う発信が拡散している場合は注意が必要です。

拡散したら「加害者」にも

この3点に留意すれば偽・誤情報の大半を判別できます。一人ひとりが偽・誤情報に騙されず、シェアをしなければ、間違った情報の拡散も減ります。偽・誤情報の被害者にならないだけでなく、拡散する加害者にもならないようにしましょう。

理論から実践まで学べる JFCファクトチェック講座

日本ファクトチェックセンター(JFC)は、YouTubeで学ぶ「JFCファクトチェック講座」を公開しました。誰でも無料で視聴可能で、広がる偽・誤情報に対して自分で実践できるファクトチェックやメディアリテラシーの知識を学ぶことができます。





学生の視点で地域の魅力を発信 すること ~ヒョウゴジテンの 取組とネット社会との向き合い方~



ヒョウゴジテン 代表
やまじ もとひ
山路 心陽さん

「ヒョウゴジテン」とは…大学生が創る、兵庫県の魅力を発信するメディアです！学生だからこそ、新たな視点で兵庫の魅力を伝えられる自信があります！実際に学生が現場で感じた魅力をSNSをつかって様々な視点から発信しています！すでに1年半兵庫の魅力を発信し続けており、兵庫一のメディアをめざして奮闘中です！



@HYOGO_JITEN

Q ヒョウゴジテンの活動を始めたきっかけを教えてください。

A 地域創生に関心のあった私と、SNSに興味を持っていた内池（ヒョウゴジテン共同代表）が、大学2年生のときに会ったことがすべての始まりです。大学進学を機に暮らし始めた兵庫県の魅力を、学生ならではの視点で発信してみようと意気投合し、「ヒョウゴジテン」がスタートしました。二人の「やってみたい」を掛け合わせて始まったこの学生メディアには、現在20名の学生が所属しています。

Q ヒョウゴジテンの活動内容について教えてください。

A ヒョウゴジテンは、学生のみで運営するメディアです。兵庫県内のさまざまな地域に実際に足を運び、取材・撮影を行い、編集や投稿までを学生だけで全て行なっています。訪れた地域の魅力や人々の温かさを自分たちの言葉で丁寧に発信することを大切にしており、Instagramを中心に、地域PRやイベント紹介などを行っております。県内外の人々に兵庫の魅力を伝える架け橋となることをめざしています。

Q コンテンツ作成時に気をつけていることや心がけていることはありますか。

A ヒョウゴジテンは「学生メディア」であることを強みとし、学生らしい感性や視点を大切にしています。発信する際には、現地で感じたことや素直な気

持ちを、自分たち学生の言葉で表現するように心がけています。また、メディアとしての立場からは、公平性や多様な価値観への配慮も忘れず、どんな地域やお店に対しても偏りなくリスペクトを持って紹介するよう努めています。共感と信頼のある発信をめざして、細部まで丁寧に投稿を制作しています。

Q 昨今のネット上での誹謗中傷や炎上についてどのように感じていますか。

A インターネット上では、匿名で発信できる気軽さゆえに、「言ってよいこと」と「言ってはいけないこと」の境界があいまいになっているように感じます。匿名だからといって、何を言っても許されるわけではありません。発信する前に「これは本当に伝えるべき言葉か？」と、一度立ち止まって考える人が増えれば、誹謗中傷や炎上は確実に減っていくのではないかと思います。

Q 最後にネット社会との上手な付き合い方を教えてください。

A ネット社会の現代はとても便利ですが、同時に情報過多の時代でもあります。だからこそ、何も考えずに情報をそのまま受け取るのではなく、「本当に正しいか」「自分はどう感じるか」を常に考えることが大切です。私たちも発信者として、責任ある言葉を選び、間違った情報を発信しないように心がけています。ネットは上手に使えば、学びや出会いの場にもなります。だからこそ、情報とどう向き合うか、自分の軸を持つことが何より重要だと感じています。



話してくれたのはこの方！



立命館大学法学部 教授
もりひさ ちえ
森久 智江 さん

なぜ犯罪をした人を支援するのか — 犯罪の向こう側に見える社会 —

九州大学大学院法学研究院助教、立命館大学法学部准教授を経て、2017年より現職。主な共著として松原英世・平山真理・森久智江・前田忠弘『刑事政策をつかむ』（法律文化社、2024年）、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟編『刑事司法と福祉（第2版）』（中央法規、2025年）など。

刑務所での食事

刑務所を出所されてきた方々とお話をしていると、食事の話になることが多々あります。「〇〇刑務所はごはんが美味しかった」といった話になることもあります。社会と遮断され、同じ事の繰り返しになりやすい日本の刑務所の生活において、食事は重大な関心事だそうです。毎食どの居室から温かい食事を配布するのかも厳密に決められているほど、刑務所の被収容者の方々にとって食は重要なのです。

食事を楽しめない環境とは

私たちにとって日々何を食すのかは一般的に大切なことだと思います。特に高級なものではなくとも、「食す」ということは私たちの生活、つまり「生きる」ことの基本だからです。しかし犯罪をした人の中には、「ごはんが美味しい」かどうかといったこと以前に、社会内で生活していた際は、そもそも三食の食事をする習慣が幼少期から無かったり、他者と楽しく食卓を囲む経験をしてきていなかったりする人々がめずらしくありません。それは犯罪行為をして刑務所に入る前には、「食す」ことそのものがおぼつかない、あるいは食には困らなくてもそれを楽しむような環境や人間関係が無い中で生きてきた人が少なくないということです。またそのような生活の背景に、ご本人や家族の貧困、障がい、さまざまな家族間暴力、また高齢になってからの社会的孤立などといった社会的課題が存在するのです。

生きやすい社会にしていくために

2016年に再犯防止推進法という法律ができ、国だけでなく各自治体が「再犯防止」のための施策を行うこ

とが努力目標とされました。自治体はその地域で暮らす人々の生活を支える具体的施策の担い手ですから、国にはできない、生活者により近いところでの支援を行うことが期待されています。国は自治体に対して、犯罪をした人の「再犯防止」のために、その生活再建に向けた協力を仰いでいるといえます。

ではなぜ犯罪をした人に対して生活再建支援をすべきなのでしょう。法律の名前から明らかなとおり、「再犯防止」のために支援が必要だからと考えられるかもしれませんが。しかし「再犯防止」は「再び犯罪をすることがない」という日々の状態が継続している、という結果でしかありません。それはただ「犯罪をする必要がない」日々の生活が送れているということでもあり、人が当たり前に「生きる」ことを保障されている生活なのです。犯罪をした人への支援を行うことは、その人の「生きる」を支えることであり、それを契機に地域の中の社会的課題について知ることでもあります。

本来は、そんな当たり前に「生きる」ということが、犯罪行為に至らなくても保障される社会、それがわれわれにとっても生きやすい社会なのではないでしょうか。

再犯の防止等の推進に関する法律 (再犯防止推進法)

再犯防止推進法は平成28年(2016年)から施行され、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、再犯防止推進法においては、国及び地方公共団体の責務を明示するとともに、対策の基本的事項を掲げ、再犯防止対策を総合的かつ計画的に推進することが定められている。



〈兵庫県人権啓発情報〉

部落差別(同和問題)の経緯と解消に向けた取組

—兵庫県県民生活部総務課人権推進室—

兵庫県では、部落差別の解消に向けた啓発ポスター・パネル・リーフレットを作成し、ホームページに掲載していますのでご活用下さい。

部落差別(同和問題)とは

部落差別(同和問題)とは、同和地区・被差別部落などと呼ばれる地域の出身であることやそこに居住していることで、結婚・就職差別や、日常生活の中で差別を受けるなど日本固有の人権問題です。日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、長い間、衣食住にわたる厳しい規制や差別を受けていましたが、1871(明治4)年に発布された、いわゆる「解放令」により身分制度は廃止されました。しかし現実には差別は無くなり、国民の一部が経済・社会・文化的に低い状態におかれる状況が長く続きました。

同和对策の経緯

戦後、日本国憲法が施行され「基本的人権の尊重」「法の下での平等」の理念が浸透する一方、経済成長による地域内外の格差が拡大したことなどから、この問題の解決を求める声が高まりました。1965(昭和40)年に同和对策審議会答申で、同和問題の解決は「国の責務であり、同時に国民的課題」として、生活環境の整備や福祉、教育、人権擁護など総合的な対策が取られるべきと提言され、この答申を受けて、1969(昭和44)年に「同和对策事業特別措置法」が施行されました。以降、国と地方公共団体が一体となって特別対策に取り組んだ結果、住環境を中心に格差は大きく改善され、2002(平成14)年3月に特別対策は終了し、一般対策の中で取り組んでいくこととされました。

部落差別解消推進法の施行

2016(平成28)年12月16日に、「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)が施行されました。同法は、現在もなお部落差別が存在すること、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識の下、国及び地方公共団体が協力して、部落差別の解消に向け、地域の実情に応じた部落差別の解

消に関する施策に一層取り組み、相談体制の充実、教育・啓発等を実施して、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

兵庫県の取組

兵庫県では市町とともに、部落差別(同和問題)をはじめあらゆる差別のない共生社会の実現をめざして「人権文化をすすめる県民運動」を推進しています。部落差別(同和問題)への正しい認識と理解を深めるための教育・啓発を隣保館等関係機関と連携して取り組むとともに、身元調査を未然に防ぐため、第三者が戸籍謄本等を取得した時に市町が本人に知らせる「本人通知制度」の普及を支援しています。さらに、インターネットによる人権侵害については、その相談に応じるとともに、部落差別(同和問題)等に係る悪質な書込みをモニタリングする「インターネット・モニタリング事業」を実施しており、差別を助長する重大な書込み事案に対しては法務局や掲示板管理者に削除を要請するなど、適切な対応を図っています。令和6年度には、県内すべての市町が、同事業に取り組んでおり、県と市町が協力して悪質な書込みの抑止を図っています。また、令和4年度からインターネット上の誹謗中傷等に関して弁護士による無料相談窓口を開設するとともに、令和5年度から弁護士等によるサポートチームが解決に向けた対応(プロ

バイダ等への削除依頼のアドバイス、法的手続のご説明など)を行っています。令和7年度からは相談日の拡充(毎月第3日曜日14時～17時)を行っています。

【メール相談】



専門相談 無料

ネット上の誹謗中傷等

でお悩みの方へ

電話相談窓口：078-891-7877

メール相談 <https://www.hyogo-jinken.or.jp/consult>

【電話受付時間】

	月	火	水	木	金	土	日
職員相談	9～17時	○	○	○	○	○	○
弁護士相談	15～17時	-	-	-	○	-	-

※電話受付時間(9時～17時)

※相談も可(要予約)
電話：078-891-7877
メール：独立のじぎく会

兵庫県 (公財) 兵庫県人権啓発協会

部落差別の解消を阻む様々な事例

インターネットの悪用などによる差別表現

近年、インターネット上で、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘する事案や同和地区を記載しているとする書籍を販売しようとするなどの悪質な行為が発生しています。これらは、ネットの匿名性を悪用して、誤った認識や差別意識を助長する、表現の自由を逸脱した許されない行為です。

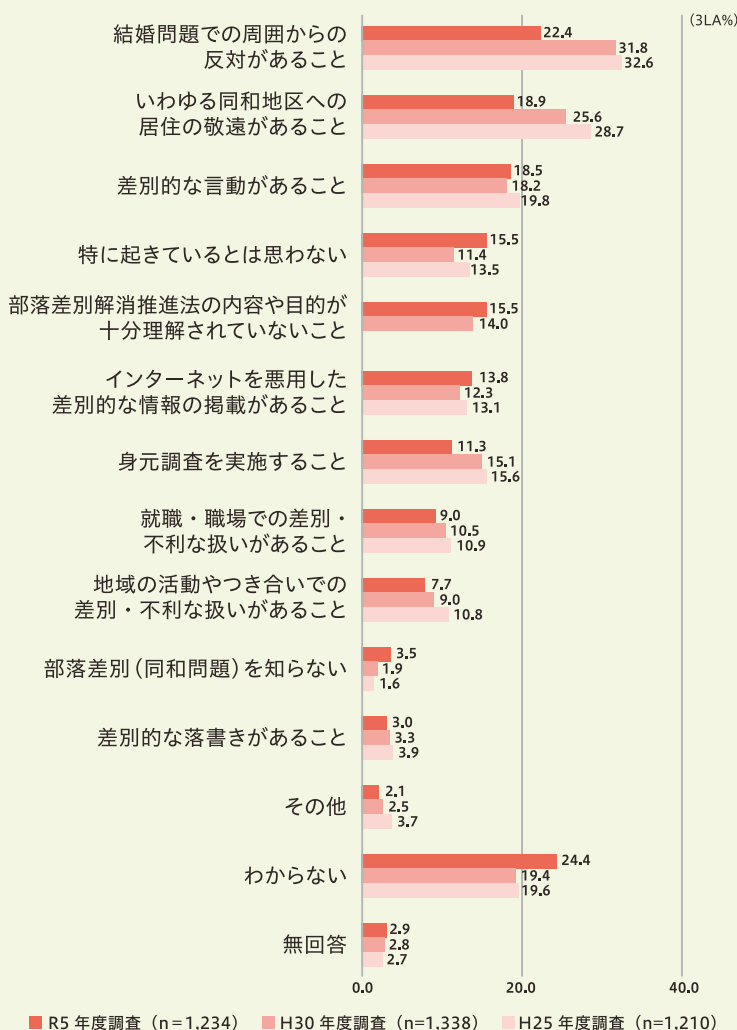
身元調査・土地差別問題等

過去に、行政書士や司法書士等による全国規模の戸籍謄本等不正取得事件がありました。身元調査は、結婚・就職差別につながる行為で、厳正な対応が必要です。また、同和地区の所在地を自治体等へ問い合わせる行為はいまだにあり、このことは偏見や差別意識が根強く残っていることの現れです。さらに、同和問題を口実に高額な書籍を売りつけたり、寄付金を強要したりするなどの「えせ同和行為」も依然として発生しており、不当な要求には毅然とした態度をとることが必要です。

令和5年度 人権に関する県民意識調査結果から

兵庫県と(公財)兵庫県人権啓発協会が令和5年度に実施した「人権に関する県民意識調査結果」の一部をご紹介します。

部落差別（同和问题）に関して、あなたは今、特にどのような人権問題が起きていると思われますか。(〇は3つまで)



部落差別（同和问题）に関する人権上の問題についてみると、「結婚問題での周囲からの反対があること」が22.4%で最も高く、次いで「いわゆる同和地区への居住の敬遠があること」(18.9%)の順となっております。いずれも減少傾向にあります。一方、「特に起きているとは思わない」が15.5%、「部落差別（同和问题）を知らない」が3.5%、「わからない」が24.4%であり、いずれも増加傾向にあります。

※兵庫県では、部落差別の解消に向けた啓発ポスター・パネル・リーフレットを作成し、ホームページに掲載していますのでご活用ください。



部落差別解消推進法を知っていますか？



みんなで考えよう 同和問題（部落差別）のこと

2016（平成28）年12月16日に、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されました。同法では、様々な部落差別が存在することから、部落差別は許されないものであるとの認識のすべし、国と地方公共団体が部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、差別・偏見の根絶、教育・啓発および差別被害救済を実施し、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

兵庫県（12月16日）の部落差別解消推進法



話してくれたのはこの方！



ネット時代の部落差別 ～暴き・晒される部落(出身者)～

一般社団法人
山口県人権啓発センター
事務局長

かわぐち やすし
川口 泰司さん

愛媛県の被差別部落に生まれる。大学卒業後、(社)部落解放・人権研究所、(社)新大阪人権協会を経て、2015年より山口県人権啓発センター事務局長として全国各地での講演や執筆、メディア出演などで活躍。主な著書に『寝た子はネットで起こされる!』『ネット時代の部落差別』(福岡県人権研究所)、共著『テクノロジーと差別』『ネットと差別扇動』(解放出版社)など多数。

「寝た子」はネットで起こされる！

「部落差別解消推進法」(2016年12月施行)は、インターネット(以下、ネット)時代における部落差別の悪化・深刻化が大きな立法事実となりました。現在、ネットやSNS上には、被差別部落(以下、部落)に対するデマや偏見、差別情報があふれています。

部落問題について無知・無理解な人ほど、そうした差別情報に影響され、部落に対する偏見や差別意識が強化されています。もはや「寝た子を起こすな」論は通用しません。「寝た子はネットで起こされる」時代になっています。だからこそ、学校や地域、職場などで部落問題について正しく学習する必要があります。

部落地名リストの出版計画と違法判決

ネット上では部落の地名リスト(「部落地名総鑑」)や、部落出身者の個人情報リスト(住所や電話番号等)が作成・拡散される事態が起きています。2016年には、全国の部落地名リストを出版しようとする確信犯に対して民事裁判が行われました。その結果、部落地名リストの出版・ネット掲載は違法であり、原告である部落出身者らの「差別されない権利」を侵害するものとして、出版禁止命令が下されました(2024年12月、二審判決が確定)。

さらに、各地の部落を撮影した動画や写真がSNS上で晒される深刻な状況が続いています。2023年からは、大阪府や埼玉県、新潟県内の部落住民が、地域を晒す動画の削除を求める裁判を行っています。



モニタリングと削除対応

ネット上に晒された部落の所在地情報が、結婚や就職で

の身元調査、不動産購入時の土地差別調査に悪用され、結婚差別や土地差別などの深刻な事件が各地で発生しています。このような状況に対し、全国の自治体ではモニタリング(ネットパトロール)を実施し、同和地区の所在地情報を晒す投稿や差別投稿への削除要請を行っています。

2025年4月に施行された「情報流通プラットフォーム対処法」(情プラ法)では、大手プラットフォームに対し、削除基準の策定、違反投稿の削除、被害者への迅速な対応などが義務づけられました。総務省が策定した「情プラ法」の削除ガイドライン^{※1}では、「同和地区の識別情報」が削除対象として明確に位置づけられており、各プラットフォームに同様の削除基準の明記と対応を求めています。

「部落地名総鑑」差別事件から50年

ネット上に晒される部落には、そこに暮らす一人ひとりの生活があります。一人ひとりがかけがえのない人生を送っています。日常生活の中で突然、「差別という刃物」によって傷つけられた人もいます。部落差別解消をめざして懸命に取り組んできた人、部落外に転居した人、部落出身であることを隠して生きている人もいます。

「部落差別が現存する」社会において、ネット上に晒される部落の所在地情報の暴露が、どれほど危険で、不安を広げているか。この「安心して生きられない状態」こそが部落差別の現実であり、被害の実態です。こうした現状を受け、部落差別を禁止する法整備と人権・同和教育のさらなる充実が求められています。「部落地名総鑑」差別事件^{※2}から50年を迎えた本年、あらためて身元調査規制・部落差別解消に向けて、共に取り組んでいきましょう。

※1 総務省「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第26条に関するガイドライン」

※2 「部落地名総鑑」差別事件

注釈の詳細は
こちらから





話してくれたのはこの方！



隣保館マルシェ

— 人と人、地域つながる街づくり —

兵庫県隣保館
連絡協議会事務局こ ぎるみ
高 吉美さん

在日コリアン3世。兵庫県隣保館連絡協議会事務局員。兵庫県内の隣保館をとりまとめ、人権に関する情報提供や、職員研修の企画運営を担当。韓国・翰林大学『池明観日記』刊行企画編集員（日本語翻訳担当）／アプロ・未来を創造する在日コリアン女性ネットワーク、国際高麗学会会員。

隣保館を知っていますか？

隣保館は、近年「人権文化センター」などと名称が変更された所もありますが、部落差別をはじめとするあらゆる差別解消のための「人権啓発」と「住民交流」の拠点施設として、全国におよそ800館、兵庫県内には全国最多の85館もあるのです。民営の館もありますが、基本的に行政（市町村）が運営しています。もともとは19世紀末にイギリスで始まったセツルメント（社会福祉活動）が、明治中期ごろに日本に伝わり、各地で貧困地域の窮状を救うためセツルメント事業が行われるようになりますが、その事業を必要としたところのほとんどが、被差別部落と重なりました。1965年、部落差別の解決は「国民的な課題」であり「国の責務である」と明記した「同和対策審議会答申」が出され、多くの隣保館が、被差別部落に建てられるようになりました。

答申から60年を経て、被差別部落の生活環境は改善しましたが、差別や人権課題は残念ながら今もあります。現在の隣保館は、周辺地域も含めた人権啓発と福祉の拠点として、人々に寄り添った活動を続けています。

隣保館マルシェとは？

私は現在、兵庫県隣保館連絡協議会（以下、兵隣協）の事務局として、県内の隣保館をとりまとめ、主に啓発研修のサポートをしています。前職で長らく人権に関わる仕事に従事していましたが、隣保館についてはあまり知りませんでした。とある研究会で隣保館について知るところとなり、「人権と福祉のまちづくり」という館の設置目的や、地域の人に寄り添う姿、人権啓発が、一般の人々に向けて行われているというところに強く惹かれ、今の仕事に就きたいと思いました。「人権」は、普段の生

活の中でとくに意識する機会はなく、ましてや研修会に参加するのはハードルが高いことかもしれません。でも、人々が安心して幸せに暮らすには、自分も他の人の人権も尊重されるということが、本当に大切だと思うのです。

多くの人に隣保館を知ってもらい、活用してもらいたい、人権について学んでほしい。では、そのとっかかりをどうするか、そう考えたときに生まれたのが「隣保館マルシェ」でした。隣保館のある地域には、食や踊り、工芸品など、地域特有の素晴らしい文化が根付いています。隣保館ではそんな「地域の宝物」を継承する講座も開いています。兵隣協は、それらの文化を紹介しながら、地域の人も、一般の人も、みんなが集って交流できるようなイベントをめざして、2014年から、関係団体の方々のご協力のもと「隣保館マルシェ」を開催してきました。昨年12月には、兵庫県「人権のつどい」と同時開催し、関係者のみならず、たくさんの人に隣保館を知っていただく機会になりました。

人と人とのつながりの大切さ

本来ならばマルシェは県内にある隣保館で開催することが望ましいかもしれません。しかしながら、近年では、被差別部落の地域を動画で撮影し、ネット上で配信するという悪質な差別事件が起こっています。マルシェを隣保館で開催することは、その地が被差別部落であると知らせ、新たな差別を生み出しかねないというジレンマもあります。それでも、そんな理不尽な差別に抗いながら、隣保館マルシェでは、これからも多様な館活動を紹介しながら、人と人が交流し、つながることの大切さと温かさを伝えていきたいと思っています。



国際社会と人権

Vol.14

現在、理解がますます求められる「人権」について、国際機構論を専門とする望月先生と考えてみましょう。

今回のテーマ

なぜ選択的 夫婦別姓制度について 議論されるのか

もちづき やすえ

関西学院大学法学部 教授

望月 康恵さん

関西学院大学法学部教授、元人権教育研究室室長。専門は国際法・国際機構論。著書に『新国際人権入門—SDGs時代における展開』（共著）、『移行期正義—国際社会における正義の追及』（単著）など。



なぜ選択的夫婦別姓制度について論じられるのでしょうか。この議論は民法750条「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」を見直し、夫婦が同じ姓にするか別の姓にするか自由に選べるように制度を変えるかどうかという内容です。夫婦に別姓を義務付けるものではありませんし、従来通り同一の姓を選択することもできます。

選択的夫婦別姓制度の導入が論じられる理由として、次の点を指摘できるでしょう。

第一に、日本人同士の婚姻において、夫婦は必ず同じ姓を名乗らなければなりません。同一の姓にすることが法律上の婚姻の条件となっています。一方で、日本人が外国籍の人と結婚する場合には、夫婦が同じ姓にすることは求められません。日本人同士の婚姻には「同じ姓にすること」が義務付けられており、そうしないと婚姻が認められないのです。婚姻の相手により生じる選択の差異について、説得力ある説明はなされていないように思われます。

第二に、結婚の際に男性の姓が選ばれることが圧倒的に多いという事実があります。民法では、夫婦どちらかの姓を選ぶことができると定めていますが、厚生労働省の人口動態統計によると95%以上の夫婦が夫の姓を選んでいます。たしかに、姓は「自由に」選べるのですが、それ

ではなぜ女性の姓が選ばれてこなかったのでしょうか。この背景には目に見えない社会的・構造的な問題があると考えられます。

第三に、現行の法制度によって、個人が実際に不利益を受けています。最近では、職場などで旧姓を通称として使うことが増えていますが、通称では一定の法律行為を行うことができません。また、通称と戸籍上の姓が違うことで、パスポートに記載された姓と通称が一致せず、複数の姓の使用により「同一人物かどうか」が疑われるなどの問題も起きています。2024年に日本経済団体連合会が、提言「選択肢のある社会の実現を目指して」を公表しましたが、通称使用に関する問題点を具体的な事例とともに指摘しました。

夫婦同姓制度に関しては、日本が女性差別撤廃条約に加入した当初から、女性差別撤廃委員会において指摘されてきました。また、1996年には法制審議会が「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申し、選択的夫婦別姓制度の導入を提案しています。このような背景を踏まえて、現行の法制度において誰がどのような不利益を受けているのか、その社会的影響という視点から、選択的夫婦別姓制度について議論することには、意義があると考えられます。

知ってる？

きずなの

ぎゃく

人権啓発映画

“木の上の軍隊”

終戦を知らずに木の上で生き抜いた日本兵の実話に基づく物語

あらすじ 実話をもとにした井上ひさし原案の舞台が、戦後80年の今年映画化されました。太平洋戦争で激戦地となった沖縄県伊江島、米軍に追い詰められてガジュマルの樹上に逃れ、援軍を待つことにした二人の兵士。宮崎県から派兵された山下少尉と、島の外を知らない新兵の**あげな**セイジュン。米軍のゴミ捨て場から食料、酒たばこ、軍服まで調達して生きながらえ、終戦に気づかぬまま1947年まで潜伏を続けます。

ゴミを漁る彼らに戦意はすでになく、どうすればよいか指示がないからとどまり続けているだけのように

見えます。憎んでいるはずの米兵の服を着た姿には、占領軍を受け入れた日本人の姿に不思議と通じるものがあります。状況に流されて戦い、自分では引き際を見定められない。「木の上の軍隊」は日本人そのものであり、現代に地続きの戯画なのです。

監督／平一紘 **原案**／井上ひさし **出演**／堤真一、山田裕貴 他 **配給**／ハピネットファントム・スタジオ 2025年／日本／128分

7月25日(金)から
シネリーブル神戸で公開



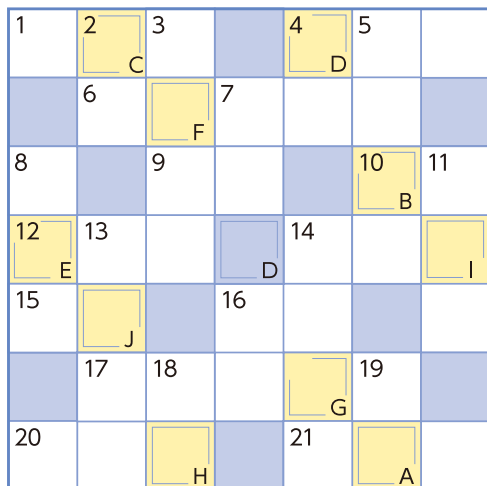
©2025「木の上の軍隊」製作委員会

ふれあい サロン

とても便利な

投稿&クロスワードで
オリジナルA4クリアホルダーを
プレゼント!

問 アルファベットを順番に並べると、何という言葉になるでしょう?



たてのカギ

- ② ウマに似て家畜として飼われます
- ③ 化粧をしていない状態
- ④ スイカもカボチャもこの仲間
- ⑤ 鮭のことを英語で
- ⑦ 先制____ 追加____ 決勝____
- ⑧ タッチ____を操作する券売機も増えてきました
- ⑪ 皮であんこをはさんだ和菓子
- ⑬ グラタンやラザニアなどを焼くのに使います
- ⑭ スポーツチームや映画製作の指揮を執ります
- ⑯ 刑____ 商____ 道路交通____
- ⑰ 家の中なのに土足のまま入れる部屋
- ⑲ 2026年の干支



よこのカギ

- ① あなたが今解いているのは「____ワードパズル」です
- ④ 耳が大きな動物
- ⑥ 充電して使う電池
- ⑨ ボウリングで倒します
- ⑩ 川上からどんぶらこと流れてくる果物
- ⑫ 夜の街を彩る化学元素
- ⑭ 木材の表面を削る大工道具
- ⑮ カレーやシチュー作りに使います
- ⑯ 図書館で借りることができます
- ⑰ 炭水化物は体内で分解されてこうなり
ます
- ⑳ 漢字で「秋刀魚」と書きます
- ㉑ 潮干狩りで貝を取る道具

5・6月号の答え

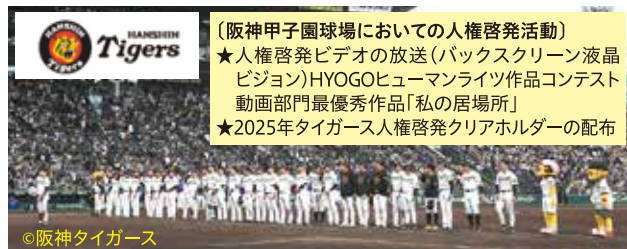
コドモシアワセシャカイ



読者からのお便り 5・6月号を読んで

きずなを読むと人権について改めて考えさせられます。犯罪被害に関しては、いつどこで事故や犯罪などの被害に遭うかわかりません。加害者の人権もちろん大切だと思いますが、まずは被害者に寄り添った支援を進めていってほしいものです。(神戸市 ケンサクさん)

わたしたちも“人権文化をすすめる県民運動”を
応援しています!



「読者からのお便り」の投稿掲載者(令和7年9・10月号)とクロスワードの正解者(抽選で10名様)とに、「オリジナルA4クリアホルダー」をプレゼント。本誌「きずな」へのご意見やご感想、人と人とのふれあいを通した心温まるエピソードなどを募集しています。どしどしご投稿、ご応募ください。

※当選者の発表は、賞品の発送をもって代えさせていただきます。 ※投稿掲載時はペンネームの使用も可能です。

応募方法

はがき、FAX、Eメール、HPの「きずな投稿」で受け付け。クロスワードの答え、郵便番号・住所、名前(ペンネームを使用の場合も要併記)、電話番号、年齢、職業、本誌へのご意見・ご感想を明記の上、ご応募ください。

締め切り 令和7年8月15日(金)必着

応募先

〒650-0003 神戸市中央区山本通4丁目22番15号 県立のじぎく会館内 (公財)兵庫県人権啓発協会 「きずな」ふれあいサロン係
TEL:078(242)5355/FAX:078(242)5360
Eメール:info@hyogo-jinken.or.jp
*応募者および投稿者の個人情報は管理を適切に行い、誌面づくり以外の目的には利用いたしません。





兵庫県マスコット
はばタン

8/9
土

「人権文化をすすめる県民運動(推進強調月間8月1日～31日)」

ひょうご・ヒューマンフェスティバル2025 in あまがさき

同時開催 戦後80周年記念じんけんを考える市民のつどい

日時 令和7年 8月9日(土)

10時～15時30分
(開場9時30分)

場所 尼崎市記念公園
ベイコム総合体育館
(尼崎市西長洲町1-4-1)

問い合わせ (公財)兵庫県人権啓発協会
☎ 078-242-5355

先着2,000名に
阪神タイガース
オリジナル
クリアホルダーを
プレゼント!

入場
無料

プログラム

● オープニングアクト
市立尼崎高校吹奏楽部
車いすダンス
(ジェネシスオブエンターテインメント)

● 人権講演会

渡部陽一さん
戦場カメラマン
演題
「戦場の現場から～
人権・平和・命の大切さ、
互いを敬愛することの
素晴らしさ」

● 小林祐梨子ひょうご人権大使と
健康ジョギング教室

● SEKISUIチャレンジャーズ
「フラッグフットボール教室」

● 人権ユニバーサル事業
障害(肢体・視覚・聴覚)疑似体験
多文化共生教育フォーラム、
多文化共生イベント 等

※災害など不測の事態が発生した場合は、内容を変更・中止することがあります。

※その他のイベント情報は、当協会ホームページ「研修会・イベント情報」をご覧ください

INFORMATION

兵庫県 いのちと心のサポートダイヤル

兵庫県では、相談機関の少ない夜間や休日に、自殺を考えるほどつらい悩みを抱える人やその家族が相談できる電話相談窓口として「兵庫県いのちと心のサポートダイヤル」を開設しています。

電話番号 078-382-3566

対応 精神保健福祉士・臨床心理士等

相談日 月～金曜18時～翌8時30分 土曜・日曜・祝日は24時間

| 兵庫県いのちと心のサポートダイヤルLINE電話相談

開設時間 毎日18時から21時30分まで ※LINE電話による電話相談のみです。
トークによる相談は行っていません。

対象 兵庫県内に在住、在学、在勤の方

登録方法 方法①

LINEのID検索

@nyl0284n

(アットエヌワイエルゼロ284エヌ)

方法②

右記

二次元コードを

読み込み ▶



「読者アンケート」ご協力のお願い

「ひょうご人権ジャーナルぎずな」をよりよい人権情報誌にするため、アンケートを実施しています。アンケートは協会ホームページの新着情報、下記の二次元コードから直接アンケートフォームへアクセスしてご回答ください。

★回答者の中から抽選で 30 名様に協作成グッズをプレゼントさせていただきます。当選者の発表は、賞品の発送をもって代えさせていただきます。

ご協力をよろしくお願いします。

| 読者アンケートフォーム

回答期限

7月15日(火)～8月15日(金)

兵庫県人権啓発協会

新着情報に
掲載しています。

※個人情報 は 目的以外には使用しません。

アンケートは
こちらから ▼



ヴィッセル神戸は人権啓発活動を 応援しています!

ヴィッセル神戸は1995年に誕生し、阪神・淡路大震災からの復興とともに歩んできた、創設30周年を迎える兵庫県唯一のJリーグクラブです。昨シーズンはJリーグ2連覇と天皇杯を優勝し、2冠を達成。今シーズンもJリーグ3連覇に向けて、吉田孝行監督(川西市出身)や山川哲史選手(尼崎市出身)を中心に、一致団結して戦っています。街頭での人権啓発活動にも毎年参加しており、人権啓発活動をこれからも応援していきます。

| 7・8月のヴィッセル神戸のホームゲーム

ノエビアスタジアム神戸で最高の思い出を作ろう!



● 7月27日(日) 19:00
vs.FC/パルセロナ(スペイン)

● 8月2日(土) 19:30
KOBE DREAMS vs. WORLD DREAMS

● 8月16日(土) 19:00
vs.横浜FC

● 8月30日(土) 19:00
vs.横浜F・マリノス

2025シーズンの
試合日程は
こちら ▼



兵庫県
人権啓発協会HP

X

Instagram



ホームページ、SNSでも
情報発信中。
フォロー、リツイート等
よろしくお願いします。

兵庫県・(公財)兵庫県人権啓発協会

〒650-0003 神戸市中央区山本通4-22-15 県立のじぎく会館内

TEL 078(242)5355 FAX 078(242)5360

✉ info@hyogo-jinken.or.jp

2025(令和7)年7・8月発行